



2023年5月15日

各位

会社名 株式会社木曾路
代表者名 代表取締役社長 内田豊稔
(コード番号 8160 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 常務取締役 大橋 浩
電話番号 052-872-1811

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月28日開催予定の当社第74回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)当社は2023年5月15日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年6月28日開催予定の当社第74回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うこと等を目的として、取締役の責任について取締役会決議をもって法令の限度において免除することができる旨を定款第25条第1項として新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3)資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第39条として新設するものであります。
- (4)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月28日(水)

定款変更の効力発生日 2023年6月28日(水)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u></p> <p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第20条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (取締役の選任方法)</p> <p>① 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役の任期)</p> <p>① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (取締役の員数)</p> <p>① <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第21条 (取締役の選任方法)</p> <p>① 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第22条 (取締役の任期)</p> <p>① <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (取締役の責任免除) (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項に規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条 (取締役会の招集通知)</p>	<p>時までとする。</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条 (取締役の責任免除) <u>① 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。</u></p> <p><u>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第26条 (取締役会の招集通知)</p>

現行定款	変更案
<p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第28条（取締役会の決議方法）</p> <p>①（条文省略）</p> <p>② 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第27条（取締役会の決議方法）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第29条（取締役会の議事録）</p> <p>① 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>②（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第28条（取締役会の議事録）</p> <p>① 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>第29条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第30条（条文省略）</p>	<p>第30条（現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>（削除）</p>
<p>第31条（監査役の数） <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第32条（監査役の選任方法）</p> <p>① <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第33条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、</u> <u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（監査役の任期）</u> <u>① 査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこ</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>れに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第40条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、</u> <u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>（新設） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第6章 会計監査人 第<u>41条</u>～第<u>42条</u>（条文省略）</p> <p>第<u>43条</u>（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の 同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第<u>44条</u>（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>第5章 監査等委員会 第<u>31条</u>（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等</u> <u>委員を選定することができる。</u></p> <p>第<u>32条</u>（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに</u> <u>各監査等委員に対し通知を発するものとする。た</u> <u>だし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u> <u>することができる。</u></p> <p>第<u>33条</u>（監査等委員会議事録） <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びそ</u> <u>の結果並びにその他法令に定める事項は、これを</u> <u>議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が</u> <u>これに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第<u>34条</u>（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の</u> <u>ほか、監査等委員会において定める監査等委員会</u> <u>規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第<u>35条</u>～第<u>36条</u>（現行どおり）</p> <p>第<u>37条</u>（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員 会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第<u>38条</u>（現行どおり）</p> <p>第<u>39条</u>（剰余金の配当等の決定機関）</p>

現行定款	変更案
<p>第45条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第46条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第47条（条文省略）</p>	<p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第40条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>① <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第41条（現行どおり）</p>